

防火区画の種類と区画方法等

	対象建築物及び部分		防火区画の方法			免除される部分	根拠法令
			区画基準	床・壁	開口部		
面積区画	耐火建築物 または 任意の準耐火建築物	主要構造部を耐火構造又は45分間準耐火構造とした建築物、外壁耐火構造、柱・はりが不燃材料	床面積1500㎡以内に区画	耐火、1時間準耐火	特定防火設備	劇場・体育館・工場等で用途上やむを得ない部分、防火区画された階段室、昇降路の部分	施行令第112条第1項
	義務*による準耐火建築物 *(特殊建築物、準防火地域内の建築物の要件)	外壁耐火構造、45分間準耐火構造	床面積500㎡以内に区画	耐火、1時間準耐火かつ防火上主要な間仕切壁を準耐火構造とする	特定防火設備	内装仕上げを不燃・準不燃とした ・防火区画された階段室、昇降路の部分 ・体育館・工場等	施行令第112条第2項
		1時間準耐火構造又は柱・はりが不燃材料	床面積1000㎡以内に区画	耐火、1時間準耐火	特定防火設備		施行令第112条第3項
	11階以上の部分	一般	床面積100㎡以内に区画	耐火	特定防火設備又は防火設備	防火区画された階段室、廊下・避難通路部分	施行令第112条第5項
		内装仕上げ、下地とも準不燃材料	床面積200㎡以内に区画	耐火	特定防火設備		施行令第112条第6項
		内装仕上げ、下地とも不燃材料	床面積500㎡以内に区画	耐火	特定防火設備		施行令第112条第7項
		共同住宅の住戸部分	床面積200㎡以内に区画	耐火	特定防火設備又は防火設備		施行令第112条第8項
堅穴区画	主要構造部が耐火構造または準耐火構造で、地階又は3階以上の階に居室を有するもの ・住戸部分(住戸の階数が2以上であるものに限り) ・階段部分 ・吹抜部分 ・エレベーターの昇降路部分 ・ダクトスペース部分 ・その他これに類する部分	その他の部分との境界(但し開放の廊下は省く)	耐火、45分間準耐火	特定防火設備又は防火設備遮煙性能	内装仕上げ・下地とも不燃とした、1階から2階または、1階から地下1階のみに通ずる堅穴部分、階数3の独立住宅または長屋の住戸(共に200㎡以内)内の堅穴部、共同住宅のメゾネット住戸内、併用(兼用)住宅の住戸内	施行令第112条第9項	
異種用途区画	建物の一部が次のいずれかに該当する場合 ・学校、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、マーケット、公衆浴場 ・50㎡を超える自動車車庫 ・2階建て200㎡を超える百貨店、共同住宅、寄宿舎、病院、倉庫	その部分とその他の部分	耐火、45分間準耐火(壁)	特定防火設備又は防火設備遮煙性能	—	施行令第112条第12項	
	建物の一部が耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない特殊建築物に該当したとき	その部分とその他の部分	耐火、1時間準耐火	特定防火設備遮煙性能		施行令第112条第13項	